

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月25日

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高田 康廣

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 管理部 武井 保人

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3413

【事務連絡者氏名】 管理部 武井 保人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	7,507,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	565,267,200円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 7 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	96個(新株予約権 1 個につき10,000株)
発行価額の総額	7,507,200円
発行価格	新株予約権 1 個につき78,200円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり7.82円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 5 月11日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イメージ ワン 管理部 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
払込期日	平成30年 5 月11日(金)
割当日	平成30年 5 月11日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

(注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年 4 月25日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社イメージワン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式960,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は10,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、581円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{matrix} \text{調整前} & & \text{調整後} & & \text{調整前行使価額により} \\ \text{行使価額} & - & \text{行使価額} & \times & \text{当該期間内に} \\ & & & & \text{交付された株式数} \end{matrix}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	565,267,200円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年5月11日から平成32年5月10日(但し、平成32年5月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社イメージワン 管理部 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年4月25日）時点における当社発行済株式総数（5,721,100株）の10%（但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）以上となる場合の、当該10%（但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）以上となる部分にかかる新株予約権の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。
2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
3. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
565,267,200	11,000,000	554,267,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（7,507,200円）及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（557,760,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用100万円（さくら共同法律事務所 弁護士 青木 秀茂氏、東京都千代田区内幸町一丁目1番7号）・新株予約権評価及びコンサルティング費用700万円（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）、登記関連費用200万円、その他諸費用100万円（株式事務手数料・外部調査費用）となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

a. 本新株予約権

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う、関連会社の運転資金の融資	234	平成30年5月～平成33年3月
WEBサービス予約・検索サイト事業の拡大に向けたM&Aを含む新たな事業投資	320	平成30年5月～平成33年9月

- 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
- 資金使途は以下の内容を予定しております。

自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う関連会社の運転資金の融資

当社は、平成28年11月1日に、当社のヘルスケアソリューション事業分野での技術及び営業ノウハウを活かした新規事業として、美容整形分野等の自由診療（保険非適用診療、自費診療）向けの予約・検索WEBサービス事業を展開するため、株式会社光通信（以下、「光通信社」といいます。）の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイトである『EPARK』ブランドを運営する株式会社EPARK（以下、「EPARK社」といいます。）との合併会社である株式会社イメージワン ゼロット（以下、「ゼロット社」といいます。）を設立いたしました。

このゼロット社の設立初年度（平成29年9月期）は、事業の核となる2つのポータルサイト「Dr. TIMES」と「CLINIQUE」の設計と立ち上げに注力し、第2期（平成30年9月期）にあたる今期は、広告宣伝等の強化を通してポータルサイトの認知度を上げつつ、美容整形分野を中心に契約クリニックの開拓を加速していくことで、早期の事業確立を目指してまいりました。

一方、光通信社は、平成28年1月12日にインプラントや矯正などの歯科分野における自由診療向けの予約・検索WEBサービス事業を展開するため、子会社のエンパワープレミアム社を設立し、その後、平成28年5月16日より、美容や健康などに関する消費者の自己投資支援事業を行うRIZAPグループ株式会社（以下、「RIZAPグループ社」といいます。）を加え、合併会社であるエンパワープレミアム社の事業の確立を進めてまいりました。

ゼロット社とエンパワープレミアム社は、ともに『EPARK』ブランドを基本のビジネスモデルに置くことや、それぞれ美容整形と歯科の分野において「自由診療」を共通のターゲットとしていることから、ポータルサイトやインターネット広告に関する戦略や、営業展開の強化策等について、多くの共通課題を持っていることに加え、設立からの事業進捗についても近似した状況となっております。

このような中、当社は合併事業パートナーであるEPARK社及びその親会社である光通信社との間で課題を共有し、協議した結果、ゼロット社とエンパワープレミアム社を合併することで、事業領域を統合し、人材資源を中心に様々な機能を合体できることから、ポータルサイトなどのメディア対応力と営業体制の増強が実現し、事業加速と事業規模の拡大が目指せるとの合意に至りました。そして、平成30年4月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるゼロット社とエンパワープレミアム社が合併すること（エンパワープレミアム社を存続会社とする吸収合併。以下、「本合併」といいます。）並びに本合併により関連会社になる見込みであるエンパワープレミアム社の増資を引き受けることについて決議いたしました。

ゼロット社とエンパワープレミアム社の合併手続は、エンパワープレミアム社を存続会社として進めておりますが、本合併の効力発生後に、当社がエンパワープレミアム社の実施する増資（増資金額：195百万円）を引受けることで、当社の出資比率を39.7%、光通信社とEPARK社の出資比率の合計を39.4%とほぼ同程度といたします。

なお、エンパワープレミアム社の増資引受に要する資金に関しては、平成28年10月24日開催の取締役会において決議した、第5回新株予約権発行（調達額：349百万円）の資金使途を、平成30年4月25日開催の取締役会において、資金使途を変更いたしました。ゼロット社の運転資金への融資を使途目的に調達した、349百万円のうち、195百万円を「エンパワープレミアム社の増資引受に要する出資金」に振り替え、残る154百万円を「エンパワープレミアム社運転資金の融資」に振り替えることといたします。

エンパワープレミアム社の今後の事業方針として、第一にインプラントや矯正などの歯科分野における、自由診療向けの予約・検索WEBサービス事業の更なる充実、第二に自由診療に力を入れる歯科クリニックで使用する、顧客管理システムの構築と販売の強化、そして最終的には、総合的なWEBサービス事業を目指す事となっております。

当社といたしましても、これまで全国の医療機関に対して提供してきた「医療画像保管、配信、表示システム」など、医療画像システム関連商品にかかわる技術及び営業のノウハウを、エンパワープレミアム社の顧客管理システムの構築、販売等のサポートに活かしていく予定をしております。

合併するゼロット社とエンパワープレミアム社の両社ともに、創業から事業立上げ時期にあたり、合併後もエンパワープレミアム社が独自に、運転資金を調達することは困難であることから、合併事業を主導する当社及び光通信グループが株式持分割合に応じて、資金を融資して費用に充当する予定です。

また、合併後のエンパワープレミアム社は、3ヵ年で予定している運転資金を1,500百万円（予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費分500百万円、増強するICT分野に関する技術者及び営業担当の人員費分1,000百万円）で計画しております。

当社からは株式持分割合に応じて、運転資金の1,500百万円の内、約600百万円を融資予定としており、本新株予約権により調達する「自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う関連会社の運転資金の融資」234百万円から、広告宣伝費分130百万円、人員費分104百万円に充当する予定となっております。

またそれ以外に、第5回新株予約権の（調達額：349百万円）の内、「エンパワープレミアム社運転資金の融資」から、人員費分154百万円を充当いたします。

なお、上記の第5回新株予約権について、当初予定の資金使途と現状ならびに使途変更の内訳については次のとおりです。

新株予約権（割当日：平成28年11月10日 権利行使完了日：平成30年12月18日） （百万円）

具体的な使途	金額	支出予定時期	使用実績 (平成30年3月31日現在)
医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資	349	平成28年11月～平成31年11月	0

医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社（ゼロット社）への運転資金の融資

下記二つの資金使途に分ける形となりました。

a. 自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う、関連会社の増資引受け費用

ゼロット社とエンパワープレミアム社の合併と同時にエンパワープレミアム社が行う増資を当社が引受けることで、エンパワープレミアム社の当社出資比率は39.7%、光通信社とEPARK社の出資比率の合計は39.4%となります。この目的で平成30年5月31日に払い込みを予定する出資金195百万円に充当いたします。

b. 自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う、関連会社の運転資金の融資

エンパワープレミアム社が、事業展開を加速するために新たに増強するICT分野に関する技術者及び営業担当の合併後の当初3ヵ年の人員費に充当する運転資金1,000百万円のうち、当社は本調達資金より154百万円の融資を予定しております。

WEBサービス予約・検索サイト事業の拡大に向けたM&Aを含む新たな事業投資

平成28年11月、WEBサービス予約・検索サイト事業を目的に、光通信グループとの合併会社としてスタートしたゼロット社は、自由診療医科分野のうち美容整形分野を中心に展開を始めましたが、本合併により歯科分野に領域が拡大することになりました。当社としては、今後も成長を見込める医療を含むヘルスケア分野で、同様の事業モデルや経営資源の展開を拡大して進める方針であります。美容整形及び自由診療歯科を中心とする事業をさらに領域拡大していくために必要なM&A投資費用に全額を充当する予定です。現在案件をご紹介頂いている段階であり、どの案件を行うか検討段階です。概算費用として、320百万円程度(平成30年5月～平成33年9月)と試算しております。

なお、発行する新株予約権の行使が進まず、予定とおりの資金調達ができなかった場合は、自己資金にて充当するするとともに、当初3ヵ年の事業計画を修正して行く予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) P C 投資事業有限責任組合

a . 本新株予約権の割当予定先の概要		
名称	P C 投資事業有限責任組合(以下、「P C ファンド」という。)	
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
出資額	4,000百万円	
組成目的	投資業	
主たる出資者及びその出資比率	S B I キャピタルマネジメント株式会社 49.75% 株式会社アイフラッグ 37.50% 株式会社E P A R K 12.50% S B I インベストメント株式会社 0.25%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	S B I インベストメント株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 川島 克哉
	資本金の額	50百万円
	事業内容	ベンチャーキャピタルファンド等の運用・管理
	主たる出資者及び出資比率	S B I キャピタルマネジメント株式会社 100%
b . 提出者と割当予定先との間の関係		
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員等との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先、当社と業務執行組合員等との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、光通信社の子会社で、インプラントや矯正などの歯科分野における自由診療向けの予約・検索WEBサービス事業を展開するエンパワープレミアム社と、当社の連結子会社であるゼロット社の合併会社を設立いたします。合併後、予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費や増強するICT分野に関する技術者及び営業担当の人員費等の運転資金が必要となりますが、合併後のエンパワープレミアム社が独自に、運転資金を調達することは困難であることから、合併事業を主導する当社及び光通信グループが株式持分割合に応じて、資金を融資して費用に充当する予定です。また、当社としては、今後も成長を見込める医療を含むヘルスケア分野で、同様の事業モデルや経営資源の展開を拡大して進める方針であります。美容整形及び自由診療歯科を中心とする事業をさらなる領域拡大していくために必要な、M&A投資費用を予定しております。

このエンパワープレミアム社への融資とWEBサービス予約・検索サイト事業の拡大に向けたM&Aを含む新たな事業投資にあたり、当社の資金調達が必要となったため、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、直近の平成29年9月期が最終赤字の決算となったことに加え、累積損失解消の課題をもちしていることなどの理由から、間接金融（銀行借入）による資金調達が難しいため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株予約権の発行より割高であること、とりわけ、公募増資については、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、本新株予約権の発行の資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら継続的な資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

割当予定先の選定については、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重いただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与いただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となる投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。光通信社とは、当社の子会社であるゼロット社の創業時からのビジネスパートナーであり、ゼロット社の事業運営の情報共有等をしております。そして当社の資本政策についても、意見交換をさせて頂いていた状況でした。

このような経緯の中で、光通信社よりPCファンドを紹介いただいたものでございます。PCファンドからは当社の事業内容について前向きな評価を頂いており、当社にとっては同ファンドから出資を得ることで自己資本の充実が図れ、かつ当社の企業価値向上がPCファンドの利益となり、そのことがPCファンドに出資しているEPARK社の利益へ結びつくことから、エンパワープレミアム社を通じたEPARK社との協業の実効性を高めることができると判断し、検討した結果、当社は平成30年4月25日開催の取締役会決議において、PCファンドを割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。同社からは、新株予約権の行使にあたっては市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明していただいております。

以上から、当社はPCファンドを本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

名称	株式数
PC投資事業有限責任組合	本新株予約権 96個（960,000株）

e．株券等の保有方針

本新株予約権につきましては、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、PCファンドからは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

PCファンドからは、本新株予約権の発行価格及び権利行使に係る払込みに要する資金について、PCファンドの出資者である4社の財産について確認いたしました。

当社からPCファンドの出資者である4社に対し、PCファンドへの出資予定及びその時期を確認したところ、回答を得ることが出来ました。今回の本新株予約権の行使の直前に、PCファンドの出資社である4社の各名義とする銀行口座から、PCファンド名義の口座に、出資比率を基に資金を出資すると口頭で確認しております。

光通信グループの株式会社アイフラッグ（以下、「アイフラッグ社」といいます。）は、平成30年4月12日時点の預金残高を、アイフラッグ社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認し、同じくEPARK社は平成30年3月31日時点の預金残高を、EPARK社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認しました。

一方、PCファンドの出資者である、SBIグループのSBIキャピタルマネジメント株式会社は、平成30年4月2日時点の預金残高を、SBIキャピタルマネジメント株式会社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認し、同じくSBIインベストメント株式会社は平成30年4月2日時点の預金残高を、SBIインベストメント株式会社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認しました。

以上により、本新株予約権の発行価格及び権利行使に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

g．割当予定先の実態

PCファンドの出資者であるSBIキャピタルマネジメント株式会社、SBIインベストメント株式会社は、東京証券取引所市場一部に上場している、SBIホールディングス株式会社のグループ会社であり、SBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出した平成30年2月1日付けコーポレートガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力には毅然として対決することを宣言する」と定めていることを確認しております。

また同じく出資者であるアイフラッグ社、EPARK社は、東京証券取引所市場一部に上場している、光通信社のグループ会社であり、光通信社が東京証券取引所に提出した平成29年12月25日付けコーポレートガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応する」と定めていることを確認しております。

以上により、当社はPCファンドの出資者が反社会勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。なお、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の割当予定先でPCファンドが、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 本新株予約権の発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本新株予約権の発行価格の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、評価報告書を取得しております。当該機関は、諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ)、満期までの期間、配当利回り、無リスク利率、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の中央値の約10%で売却すること)を考慮して、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果(新株予約権1個当たり78,200円)を基に割当予定先であるPCファンドと交渉した結果、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価結果と同額である78,200円に、また、本新株予約権の行使価格については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年4月24日)の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値645円を参考として行使価格を1株581円(ディスカウント率9.92%)に決定いたしました。なお、行使価格の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価格の当該直前営業日までの1か月間の終値平均697円に対する乖離率は16.64%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均630円に対する乖離率は7.78%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均548円に対する乖離率は6.02%となっております。

なお、本新株予約権の行使価格の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を採用いたしましたのは、最近数か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価格を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価格を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

さらに、当社取締役会は、本新株予約権の発行価格については、ブルータス・コンサルティングの評価額と同額のため、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査等委員会より、本新株予約権の発行価格の決定にあたっては、第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの算定結果と同額に決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価格、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価値であると判断でき、有利発行には該当しないと考えられる旨の意見を入手しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株予約権の行使による発行株式数は960,000株であり、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数5,721,100株に対し、16.78%(平成30年3月31日現在の当社議決権個数56,453個に対しては17.01%)に相当し、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、本新株予約権は取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、当社は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり581円であります。これは平成29年9月期の1株当たり純資産161.97円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、調達した資金を、事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、PCファンドから、本新株予約権については予約権行使による割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の1日あたりの平均出来高は約249,000株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数960,000株を、本新株予約権の行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日あたりの数量は約1,920株となり、上記1日あたりの出来高の約0.77%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
P C 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6番1号	-	-	960,000	14.53
株式会社コムシス	大阪府大阪市道頓堀2丁目2番20号	245,500	4.35	245,500	3.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	223,700	3.96	223,700	3.39
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	221,700	3.93	221,700	3.36
株式会社JJEHD	大阪府寝屋川市寿町36番11号	213,700	3.79	213,700	3.24
株式会社ジェンス	大阪府大阪市住吉区千駄2丁目4番15号	200,000	3.54	200,000	3.03
株式会社タイズコーポレーション	東京都港区新橋3丁目9番9号	183,500	3.25	183,500	2.78
株式会社ユニ・ロット	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目6番11号	160,400	2.84	160,400	2.43
小田 信光	兵庫県尼崎市	149,000	2.64	149,000	2.26
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1 CHURCH PLACE ,LONDON, E14 5 HP UK	148,100	2.62	148,100	2.24
計	-	1,745,600	30.92	2,705,600	40.96

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本新株予約権の目的である株式の総数960,000株(議決権数9,600個)を加えて算出しております。
4. 上記のほか、自己株式74,500株(募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.30%)があります。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
6. 本新株予約権の行使により、PCファンドが保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成30年4月25日)時点における当社発行済株式総数(5,721,100株)の10%(572,110株)以上となる場合の、当該10%以上となる部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されておりますが、上記の数値は当該行使上限が設定されていないと仮定した場合の数値を示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第34期有価証券報告書及び四半期報告書(第35期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第34期有価証券報告書の提出日(平成29年12月21日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年12月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年12月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第24条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変の件

- (1) 当社が、自由診療医科分野の予約・検索サイトの運営等を行う子会社である株式会社イメージワンゼロットを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。
- (2) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に定める責任限定契約の締結を可能にするため、現行定款第27条第2項の規定の一部を変更するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

高田 康廣、鶴飼 良一、板谷 元照及び下休場 勝司を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

諸我 徹、林 敦、及び小高 正嗣を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を年額8千万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額2千万円以内とするものであります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

高野 裕之を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	24,786	404	0	(注)1	可決 98.40
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
高田 康廣	24,597	604	0	(注)2	可決 97.60
鶴飼 良一	24,634	567	0		可決 97.75
板谷 元照	24,629	572	0		可決 97.73
下休場 勝司	24,633	568	0		可決 97.75
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
諸我 徹	24,685	516	0	(注)2	可決 97.95
林 敦	24,676	525	0		可決 97.92
小高 正嗣	24,673	528	0		可決 97.90
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額決定の件	24,461	740	0	(注)3	可決 97.06
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件	24,422	779	0	(注)3	可決 96.91
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
高野 裕之	24,709	492	0	(注)2	可決 98.05

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年4月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、平成30年5月30日を効力発生日として当社の特定子会社である株式会社イメージワン ゼロット(以下、「ゼロット社」といいます。)を消滅会社とし、株式会社エンパワープレミアム(以下、「エンパワープレミアム社」といいます。)を存続会社とする合併に関する(以下、「本合併」といいます。)契約を締結することについて決議しました。これにより特定子会社の異動が生じるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第24条第2項第3号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社イメージワン ゼロット
住所	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
代表者の氏名	代表取締役 板谷 元照
資本金の額	200百万円(平成29年9月30日現在)
事業の内容	ウェブ・サービス事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数	異動前	20,400個
	異動後	個
特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	51.0%
	異動後	%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本合併により、当社特定子会社であるゼロット社は、平成30年5月30日を効力発生日として、エンパワープレミアム社に吸収合併されることにより消滅するため、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日

平成30年5月30日(予定)

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第34期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年12月21日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成29年12月8日(注)	124,085	1,417,902	124,085	560,900

(注) 第5回新株予約権の権利行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し
て提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイド
ライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月20日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊山 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 隆史

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワン及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イメージワンの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イメージワンが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊山 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 隆史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワンの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香 川 幸 男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 隆 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージワン及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。